

# 各種書類の押印等について

令和3年4月1日

申請者 各位

株式会社名古屋建築確認・検査システム

建築基準法に基づく確認申請及び検査申請等、建築物省エネ法に基づく計画書等、住宅品確法等にかかる設計住宅性能評価申請等、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書・申請書等、低炭素建築物技術的審査依頼書・申請書等及びフラット35（適合証明）申請書  
上記に関連する業務に関する申請  
にかかる押印の扱いについて

上記法令等に係る手続きにおいて、下記のとおり、押印等の扱いとなりますので、告知いたします。

これらの措置は、当該法令及び民事紛争を回避するための措置を含んでおりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

## 記

- 1 押印が省略できるもの …省略できるのであって、押印があっても問題はありません。  
①建築基準法に基づく確認申請及び検査申請等、②建築物省エネ法に基づく計画書等、③住宅品確法等にかかる設計住宅性能評価申請等、④長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書・申請書等、⑤低炭素建築物技術的審査依頼書・申請書等、⑥フラット35（適合証明）に係る申請書、⑦「グリーン住宅ポイント制度」に係る証明書の依頼書
  - (1) 申請者、届出者、設計者等すべて「記名のみ」で申請できます。（記名のみで押印は不要、署名はそのまま有効） …押印があっても有効です。
  - (2) 各種申請書等は、「印」の明示があるもの（旧書式）であっても省略が可能です。改訂後の書式には「印」の表示はありません。
  - (3) 確認申請仮受付は事前申請を兼ねるものとし、窓口申請、郵送申請、申請書類の印刷経費を加算する条件での「メール申請」ともに、記名のみで押印は不要です。
  - (4) 各種申請書に係る変更等の届出も押印が省略となります。
- 2 押印が省略できないもの
  - (1) 消防本部への提出書類（防火対象物工事計画届）  
記名のみで押印不要かどうかは各消防本部へお問い合わせください。

- (2) 各種申請書、計画書及び届出書に添付する「委任状」  
第三者による不正な申請等を防止するため、「委任状」に関しては、
- ① 作成年月日の記載(記載またはペン書き)
  - ② 委任者による「記名・押印」または「署名(ペン書き)」  
によることとします。

上記の取り扱いは、今後変更があった場合には、速やかに告知いたします。

〒 460-0002

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 2 番 19 号

シティコーポ東照 1 階

株式会社名古屋建築確認・検査システム

代表取締役 佐藤敏雄

電話 052-229-1080

FAX 052-229-1090